高山村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施 行規則

(趣旨)

第1条 この規則は高山村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する 条例(平成17年高山村条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

- 第2条 条例第2条の規定による公募は、村の広報誌への掲載、インターネットの利用その他広く一般に周知することのできる方法により行うものとする。
- 2 村長が条例第2条の規定により明示する事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理を行わせる施設(以下「当該施設」という。) の名称及び所在地
 - (2)条例第6条の規定により村長が指定する者(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 指定管理者の指定の予定期間(以下「指定予定期間」という。)
 - (4) 条例第3条の規定による申請(以下「指定申請」という。)の方法
 - (5) 当該施設の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。) に関する事項(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第244条の2第8項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項 (指定申請)
- 第3条 指定申請は、村長が定める期間内に行われなければならない。
- 2 指定申請は、指定申請書(別記様式)によるものとする。
- 3 条例第3条に規定する当該施設の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該施設の指定予定期間内における管理の業務に関する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - (3) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時の財産目録とする。
 - (4) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計

画及び収支予算書

- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類 (選定結果の通知)
- 第4条 村長は、条例第4条又は第5条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った団体に対し、速やかにその結果を通知しなければならない。

(協定の締結等)

- 第5条 村長は、第6条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を 当該指定管理者に通知するとともに、当該指定管理者と当該施設の管理に関 する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の協定で定める事項は、次のおとおりとする。
 - (1) 当該施設の管理に関する事項
 - (2) 利用料金に関する事項(第2条第2項第5号に規定する場合に限る。)
 - (3) 村が支払うべき当該施設の管理に要する費用に関する事項
 - (4) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (5) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の 停止に関する事項
 - (6) 前各号の掲げるもののほか、村長が必要と認める事項 (委任)
- 第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

高山村長様

主たる事務所 の所在地 申請者 名 称 代表者氏名

印

下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、高山村公の施設に 係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条(同条例第5条において準 用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 経営状況を示す書類
 - (3) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - (4) 登記事項証明書その他これに類する書類又は代表者の住民票の写し
 - (5) その他村長が必要と認める書類